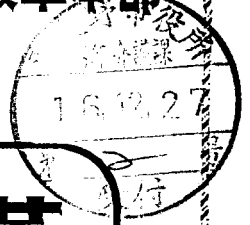


各都道府県介護保険担当課 御中

←厚生労働省 介護制度改革本部



# 介護制度改革 INFORMATION

- 今回の内容**
- 介護保険制度改革に関する資料について
  - 旧措置入所者の利用者負担の減額に関する経過措置の延長について
- 計2枚 (本送信票除く)

vol. 17

平成16年12月24日

厚生労働省介護制度改革本部

〔貴都道府県内市町村に速やかにFAX送信  
いただきますようよろしくお願いいたします。〕

## 介護保険制度改革に関する資料について

介護保険制度改革につきましては、明年（平成17年）の通常国会に関連法案を提出すべく作業を進めておりますが、今般、平成17年度予算案の関連事項を中心に、主要改革項目案を取りまとめるとともに、制度改革に関する参考資料を作成し、厚生労働省ホームページおよびWAMネットに掲載いたしております。

おって各都道府県宛て送付する予定としておりますが、とりいそぎ情報提供いたします。

貴職におかれましては、お忙しいところ恐縮ですが、管下市町村、関係団体に対しまして、本資料の送付等により、制度改正の趣旨等を十分お伝えいただきますようお願いいたします。

なお、本資料につきましては、関係団体に対しましても別途情報提供しているところです。

平成16年12月24日

厚生労働省老健局総務課

照会先

老健局総務課

企画官 渡辺由美子（内3911）

課長補佐 宮崎 敦文（内3914）

※個別事項に関する御照会はそれぞれの担当課にお願いします。

## 旧措置入所者の利用者負担の減額に関する 経過措置の延長について

### ○ 経過措置の延長について

平成17年3月末で失効する旧措置入所者に対する利用者負担の減額の措置については、対象者がそれほど減少しておらず、現在でも約13万人、介護老人福祉施設入所者の2割程度を占めていることや、経過措置終了への懸念が市町村等より寄せられていたこと等を踏まえ、延長する方向で検討しております（来年の通常国会に介護保険法施行法の改正案を提出する予定）。

※ 利用者負担の経過措置の延長に関するものであり、非該当、要支援の入所者に対する入所の特例措置に関するものではありません。

### ○ 経過措置延長に伴う事務手続きについて

本経過措置が延長された場合、旧措置入所者に関しては、現行と同じ負担水準が平成17年4月1日以降も維持されることとなりますが、特定標準負担額減額認定証の有効期限を平成17年3月末として記載している市町村については、対象者等に十分周知の上、当該特定標準負担額減額認定証を平成17年5月末まで有効なものとして取り扱うことができることとするよう、あわせて検討を行っております。

(照会先)  
厚生労働省老健局介護保険課  
重永、八矢、平岡  
TEL: 03-5253-1111  
(内2262, 2260)  
直通: 03-3595-2890